

いすみ市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、いすみ市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定に基づき会議を招集する場合は、会議の開催日時、場所、会議に付する議題その他必要と認める事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

2 市長は、法第1条の4第4項の規定に基づき教育委員会より会議の招集を求められた場合は、会議を招集するものとする。

（事務の調整）

第3条 法第1条の4第8項の事務の調整は、会議において、市長及び教育委員会の合意により行うものとする。

2 調整が行われた事項については、市長及び教育委員会は、その結果を尊重しなければならない。

3 調整が行われていない事項の執行については、市長及び教育委員会は、法第21条及び第22条に定められた執行権限に基づき判断するものとする。

（会議の公開）

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（議事録）

第5条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

（委任）

第7条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 月 日から施行する。